

守口市立学校給食安全安心検証委員会の傍聴について

(傍聴の受付)

- ・傍聴の受付時間は、開会時刻の30分前から会議開始までとします。
- ・傍聴人の定員は、10人までとします。

(傍聴の手続)

- ・傍聴を希望される方は、受付で事務局職員の指示に従い、指定の場所で傍聴をお願いします。

(次の事項が認められる方は傍聴できません。)

- ・会議の妨害となるおそれがあると認められる方
- ・酒気を帯びている方
- ・その他、会長において傍聴を不相当と認められる方

(審議会の傍聴にあたっては次の事項を遵守してください。)

- ・会議の撮影、録音をしないこと
- ・みだりに席を離れないこと
- ・傍聴席から離れるときは事務局職員に伝えること

以上、傍聴する方は、上記の事項を守られるようお願いいたします。